

第45回 南木曾町リニア対策協議会 開催

第45回南木曾町リニア対策協議会が2月25日に妻籠町並み交流センターにて開催されました。

報告事項として、工事の進捗状況について、鉄道・運輸機構及びJR東海より報告がありました。

協議事項では、工事用車両の通行等に関する確認書の変更、及び町内における発生土活用候補地の公募について協議しました。

※協議会当日の説明資料は町のホームページをご覧ください。

報告事項

工事の進捗状況について

(鉄道・運輸機構、JR東海より)

広瀬工区では、現在総延長1・6kmの斜坑の掘削を進めており、2月下旬時点で約170mとなっています。

尾越工区では、名古屋方へ本坑の掘削を進め、進捗は約260mとなっており、現在、大沢と交差する区間の掘削を行っています。

山口工区では、現在本坑を品川方へ掘削を進め、県境から長野県側に約130mの地点に切羽が来ていま



す。湧水は、シールドリバース（調査ボーリング）からのものも含め、トンネル全体で毎分2・6tです。周辺の湧水等で、トンネル起因と思われる水位低下は確認されています。

また、妻籠水道水源における原水流量（配水池に入る水量）及び配水流量（各戸に配られる水量）の推移に特段の変化はなく、地域住民の生活に支障は生じていない状況です。水道水源とトンネルの間に設置されている観測井（深井戸と浅井戸）の水位の変動についても例年と同様の挙動を示しており、工事起因と思われる

れる水位低下は現在確認されていません。

協議事項

①南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する変更確認書（第7回）について

土量1万立米未満の発生土を活用する南木曾町または町が認める者が事業主体となる事業に係る工事用車両の通行については、本確認書の適用除外とするよう確認書の変更を行います。

なお、適用除外とするものの、工事用車両が町道を通行する場合は、別途文書を取り交わすなどし、引き続き一般交通に配慮して運行を行います。

協議の結果、変更確認書の取交しについて同意が得られたため、令和7年2月28日付けで確認書を取交しました。

②南木曾町内における発生土の活用について

町は平成28年12月15日より、長野県とJR東海の要請を受け、「発生土置き場候補地」の募集を行ってきました。これまでに受け付けた申請は計44箇所、その内11箇所（重複

含む）においてJR東海の検討が進んでいます。一方で、残りの33箇所については、立地や法規制等の観点から「発生土置き場候補地」には選定しない旨、JR東海より各申請者へ連絡を行いました。

町内の発生土置き場の検討が進む中、町外での発生土の活用事例も増えてきました。発生土の活用にあたっては、大前提として、安心・安全への配慮が必要になりますが、同時に、町内においても発生土を地域振興などのために活用をとの意見もあります。そこで、町として、個人や法人などで発生土の活用希望の有無がどの程度あるのか確認するため、「発生土活用候補地」の募集を始めるとしました（「発生土置き場候補地」の募集も継続して行います）。

「発生土置き場候補地」と「発生土活用候補地」で異なる点は、前者がJR東海において運搬から造成、管理等を行うのに対し、後者は発生土の運搬のみをJR東海が行い、その他の各種法令に基づく手続きや造成、地元同意、管理等は申請者が行うという点です。募集については、令和7年3月3日より、町ホームページにおいて次頁のとおり実施しています。

発生土活用候補地の募集について

リニア中央新幹線事業に関する発生土活用候補地募集要領

【応募資格】

南木曽町内に候補地を所有し、自己の責任で各種法令に基づく対応、造成等が可能な個人又は法人等

【応募条件】

南木曽町内の100立米以上の活用が見込める土地であり、かつ、10トンダンプでの行き来が可能な土地であること

【応募手続き】

- (1)申込み先 南木曽町役場 もっと元気に戦略室
- (2)受付期間 令和7年3月3日以降随時
※JR東海の事業進捗状況により中止する可能性があります。
- (3)応募方法 発生土活用候補地申請書類等を提出
※申請書は町HPからのダウンロード、もしくは、役場もっと元気に戦略室までお問い合わせください。

【候補地の選定】

応募された候補地については、町が現況の確認等を行い、JR東海へ情報を提供します。提供された候補地については、立地条件、法規制などの観点に基づき、JR東海にて選定を行います。

【注意事項】

- (1)JR東海へ情報提供後、関係者との調整はJR東海が実施します。その結果によっては、最終的な発生土活用候補地に選定されない場合があります。
- (2)JR東海が発生土活用候補地に決定した土地については、原則、別紙「発生土活用候補地に係る役割分担等について」記載のとおり進む予定です。
- (3)本要領に基づいてJR東海が行うのは発生土の運搬のみであり、造成等は原則、申請者が施工することになります。内容を確認の上、活用候補地の検討をお願いします。なお、骨材として利用するなどの商業利用は出来ません。
- (4)1万立米未満の発生土の運搬に際し、南木曽町、JR東海等と別途文書を取り交わします*。
※町道を通行する場合
別紙「発生土活用候補地に係る役割分担等について」の内容については、町ホームページ等でご確認ください。